

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (食品衛生課)	29
○公衆浴場入浴料金の統制額の指定の一部改正…………… (食品衛生課)	29
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	29
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	29
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	29
○道路の区域の決定及び供用の開始…………… (道路課)	30
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課)	30
○道路の供用の開始…………… (道路課)	30

告 示

北海道告示第258号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称（1検体当たりの単価）及び数量
牛海綿状脳症診断用酵素抗体反応キット 22万935検体分
- 落札を決定した日
平成25年3月27日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社ムトウ
(2) 住 所 札幌市北区北11条西4丁目1番15号
- 落札金額
220円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成25年2月12日付け北海道告示第83号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名 称 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
- 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第259号

平成20年北海道告示第517号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

「及び札幌市公衆浴場法施行条例（平成24年札幌市条例第47号）第2条第1号」を「、札幌市公衆浴場法施行条例（平成24年札幌市条例第47号）第2条第1号及び函館市公衆浴場法施行条例（平成25年函館市条例第34号）第2条第1号」に改める。

北海道告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成25.4.1	オロロン土地改良区
同	南るもい土地改良区

北海道告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成25年4月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
南たどし	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水	北海道空知総合振興局
繁殖	農業用排水施設、区画整理	同
大富第1	同	同

北海道告示第262号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定によ

る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩内町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第172号のとおりである。

平成25年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

岩内郡岩内町字敷島内602所在の森林について抵当権を有する

株式会社北海道料飲コンサルタンツ

岩内郡岩内町字敷島内602所在の森林について債務を有する 平森 美由紀

北海道告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 本別海別海停車場線
- 3 道路の区域

区	間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
野付郡別海町別海旭町103番3地先から	14.53mから	154.98m	154.98m	一般国道243号 重複L=7.45m
同郡別海町別海旭町1番地先（一般国道243号交点）まで	14.54mまで			

北海道告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 網走川湯線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間

網走郡大空町東藻琴709番1地先から	前	16.00mから	997.00m	—
同郡大空町東藻琴末広41番26地先まで		42.00mまで		
	後	18.00mから	997.00m	—
		42.00mまで		

北海道告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年4月9日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 北檜山大成線 北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	久遠郡せたな町北檜山区新成国有林渡島森林管理署5406林班ぬ小班地先から 同郡せたな町大成区太田114番地先まで	平成25. 4. 24
道道 東川東神楽旭川線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	上川郡東神楽町ひじり野南1条5丁目52番47地先から 同郡東神楽町字東神楽49番1地先まで	平成25. 4. 9

正誤

○平成25年2月19日（第2456号）

北海道告示第104号（知事権限に係る保安林の指定の予定）の中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
94	右	13
誤	第25条の2第1項	
正	第25条の2第2項	